

経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書  
(申立不正競争差止請求権者への認定手続開始通知日通知書兼用)  
(保護対象営業秘密関係)

令 和 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)  
に係る貨物について、経済産業大臣意見照会請求ができる期間を下記のとおり延長することとしたので、関税法第69条の17第1項の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の20第2項の規定に基づき、輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者(以下「申立不正競争差止請求権者」という。)が認定手続開始通知を受けた日(通知日)を下記のとおり通知します。

延長後の期間内に経済産業大臣意見照会請求が行われない場合、当該期間経過後、同法第69条の20第1項の規定により、輸入者等は認定手続の取りやめを求めることができます。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 令和 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 令和 年 月 日

2.. 申立不正競争差止請求権者への通知日

令和 年 月 日

1. 表面1（2）に記載の延長後の期間末日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

（1） 申立不正競争差止請求権者の場合

関税法第69条の17第1項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

（2） 輸入者等の場合

イ 関税法第69条の17第1項に規定する経済産業大臣への意見照会の請求

本件通知による延長後の期間末日まで、当該請求を行うことができます。

ロ 関税法第69条の20第1項に規定する認定手続取りやめの請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）、当該請求を行うことができます。

① 本件通知による延長後の期間末日

② 関税法第69条の17第5項の規定に基づく経済産業大臣への意見照会を行った旨の通知  
があった場合には、同条第6項の規定に基づく経済産業大臣の意見の通知を受けた日から起  
算して10日を経過する日

2. 認定手続開始（輸入者等意思確認）通知を受けた日から10日（行政機関の休日は算入しない。）

以内に、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨を記載した書面の提出がない場合には、表面1（2）に記載の延長後の期間にかかわらず、当該貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定することができます。

3. 表面2の「申立不正競争差止請求権者への通知日」（以下「通知日」という。）は、経済産業大臣への意見照会請求ができる期間及び認定手続取りやめ請求が可能となる期日を算定するための基準となる日です。

（参考）

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日

十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて延長する旨通知した場合（本通知を行った場合）は、通知日  
から20日を経過する日（行政機関の休日は算入しない。）

なお、上記1（2）ロ②の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」とは異なり、行政機関の休日を含んだ日数となりますので、ご注意ください。